

# 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案の概要

## 制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹等)に対して、特別弔慰金を支給。

※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がないとき、先順位者1名に支給。

- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。

### 《 これまでの経緯 》

- ・ 昭和40年（戦後20周年）に制度が創設され、以後、昭和50年（戦後30周年）、昭和60年（戦後40周年）、平成7年（戦後50周年）、平成17年（戦後60周年）といった機会に、10年償還の特別弔慰金（記名国債）を支給。
- ・ なお、特例的に、中間年（昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年、平成21年）においても、新たに要件を満たすこととなった遺族に対し、6年償還（昭和47年は10年償還）の特別弔慰金（記名国債）を支給。



## 改正内容

- 戦後70周年(制度創設50年)に当たる平成27年には、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正(平成27年4月1日施行)し、特別弔慰金の支給を継続。
- 御遺族の高齢化等を踏まえ、償還額を年5万円に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。(2回の交付で合計50万円)